

公 告

書
類
の
送
達
を
受
け
る
者

金光 龍介

上記（別記を含む）の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明ですので、公示送達するため、地方税法第20条の2及び市税条例第12条の規定により、公告します。

なお、上記の者に送達すべき書類は当市行財政局税務部特別滞納整理課（保険料徴収担当）に保管していますので、お受け取りください。

令和8年 9月 8日

神 戸 市 長